

関税評価研修会

～関税評価制度の概要～



平成 3 1 年 3 月 1 2 日

大阪税関業務部首席関税評価官

目次

- I 関税評価制度の概要
- II 原則的な課税価格の決定方法
- III 評価申告の手続き
- IV 事前教示制度
- V 税関ホームページ
 - ・ 質疑応答事例（関税評価） の紹介

関税評価制度の概要

1-1 関税評価とは

$$\begin{array}{l} \text{課税標準} \\ \text{(課税価格)} \end{array} \times \text{関税率} = \text{関税額}$$

法令の規定に基づいて計算・決定する

2-1 課税価格の決定方法

- (1) 原則的な課税価格の決定方法
- (2) 原則的な課税価格の決定方法によることができない貨物
 - イ 輸入取引によらない輸入貨物
 - ロ 特別な事情がある場合
 - ハ 課税価格への疑義が解明されない貨物
 - ニ 売手と買手とが特殊関係にあり、当該特殊関係が取引価格に影響を与えている場合

2-2 課税価格の決定方法

原則的な方法以外の課税価格の決定方法

- 適用順序 ↓
- イ 同種又は類似の貨物の取引価格による方法
 - ロ 国内販売価格から逆算する方法
 - ハ 輸入貨物の製造原価に基づき積算する方法
 - ニ 特殊な輸入貨物に係る方法等

※ 輸入者が希望する場合は、ロとハの順序を入れ替えることもできます。

原則的な課税価格の決定方法

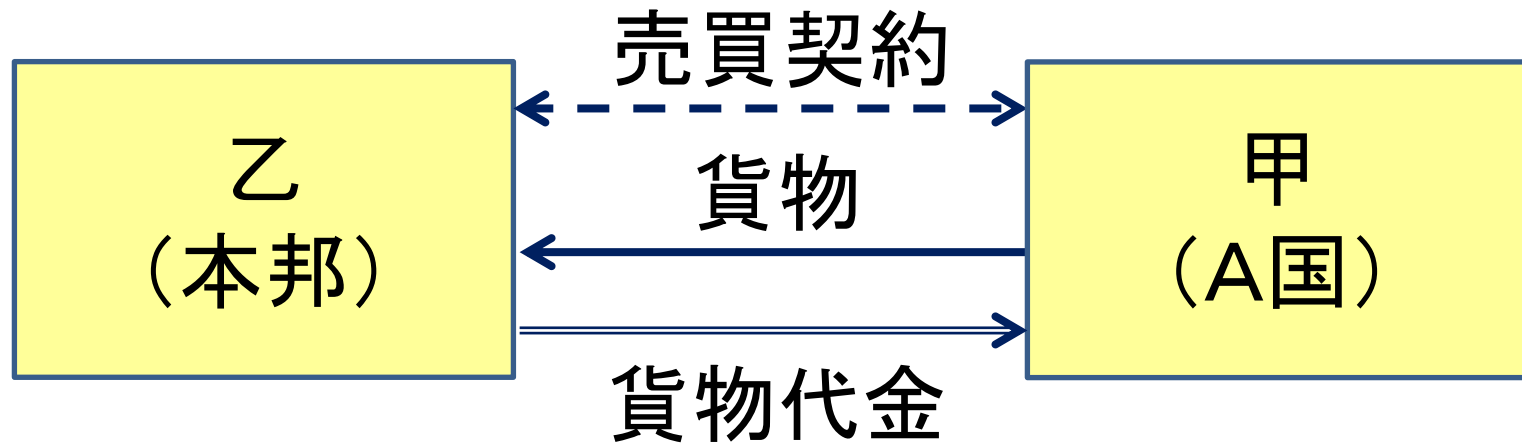
1-1 輸入貨物の課税価格

輸入貨物に係る輸入取引がされた場合

$$\begin{array}{c} \text{課税価格} \\ \text{(取引価格)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{現実支払} \\ \text{価格} \end{array} + \begin{array}{c} \text{運賃等} \\ \text{(加算要素)} \end{array}$$

※買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者である輸入取引を除く。

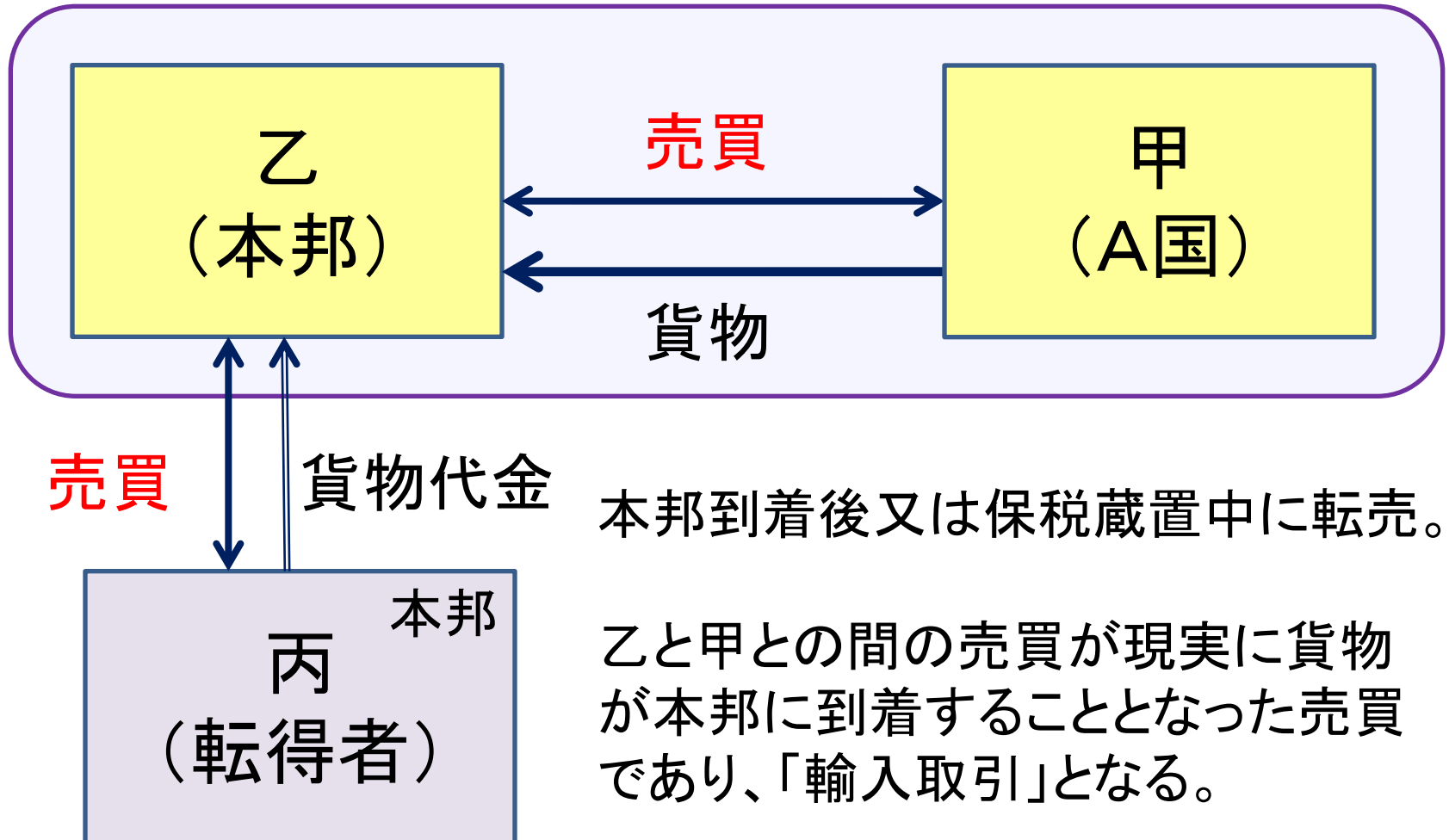
1-2 輸入貨物の課税価格



「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った**売買**であって、現実には当該貨物が本邦に到着することとなったものをいいます。

【関税定率法基本通達4-1(2)ハ】

1-3 輸入貨物の課税価格

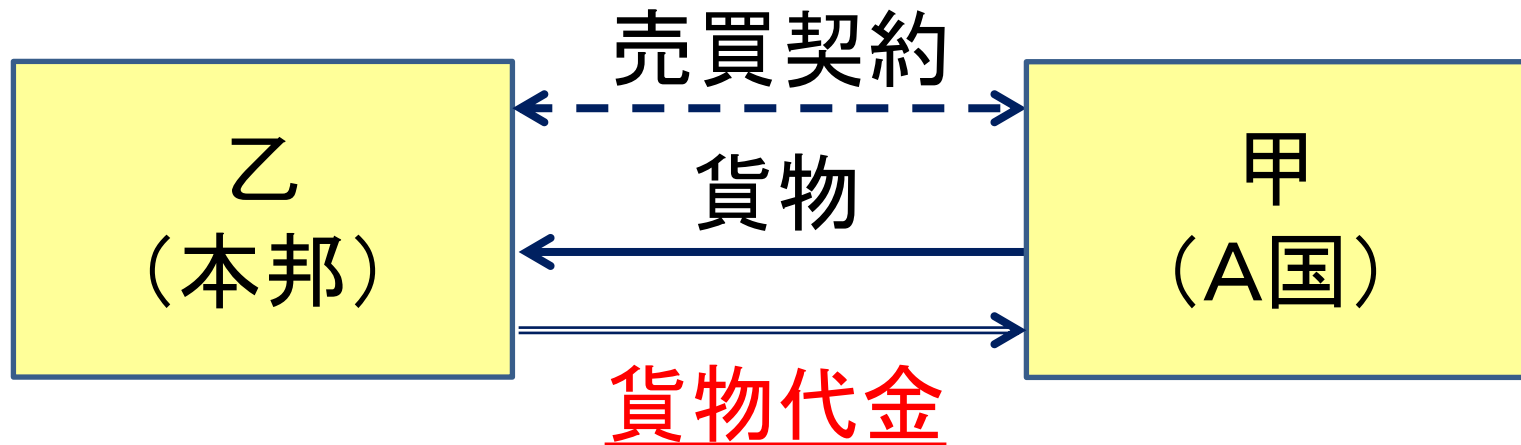


1-4 輸入貨物の課税価格

買手と売手とは？

- 実質的に自己の計算と危険負担のもとに輸入取引をする者
 - 自ら輸入取引における輸入貨物の品質・数量・価格等を取り決める者
 - 瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者
- 売手・買手 ≠ 輸出者・輸入者の例
 1. 輸入者 → 商社、買手 → 国内エンドユーザー
 2. 輸出者 → 輸出免許を持つ者、売手 → 製造者（生産者）

2-1 現実支払価格



通常は、現実支払価格 = 仕入書価格

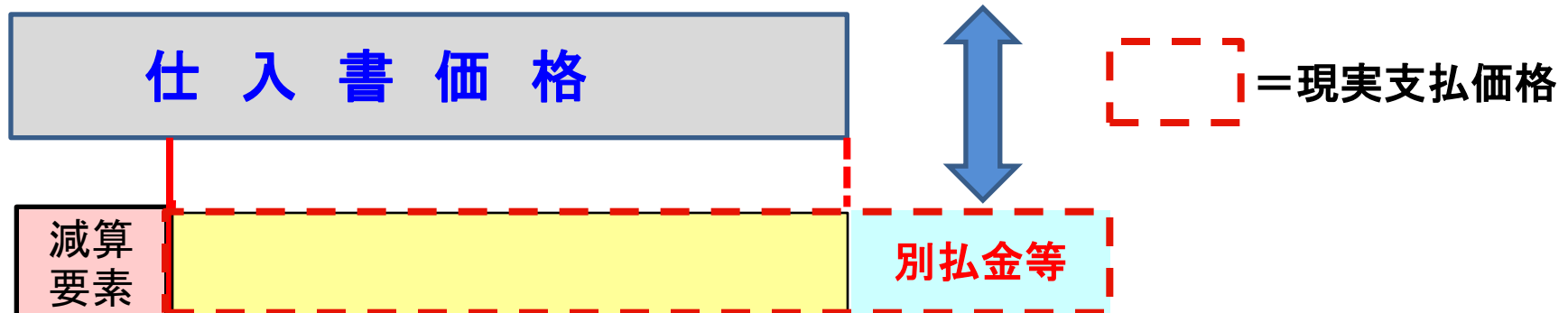
2-2 現実支払価格

仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素

イ 別払金

ロ 債務の弁済

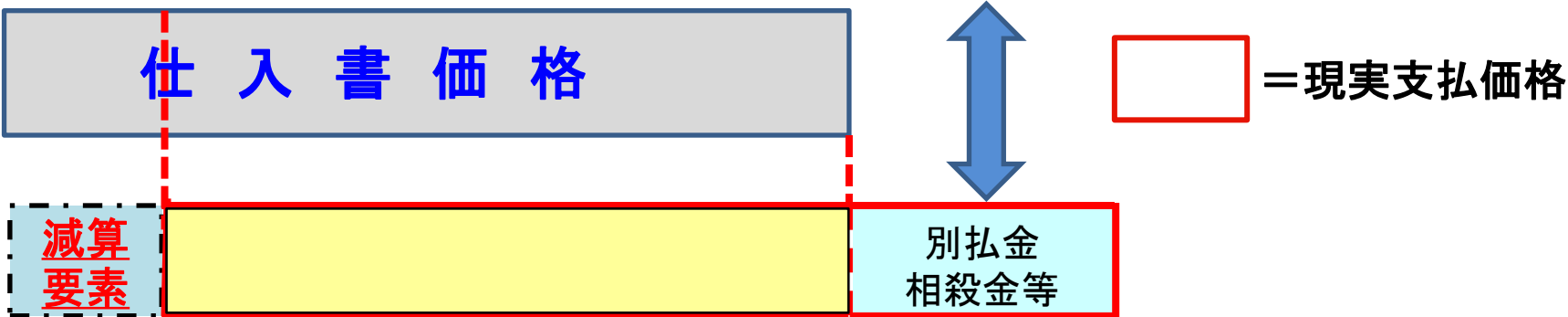
ハ 債務の相殺



2-3 現実支払価格

控除すべき費用等(減算要素)

- イ 課税物件確定後の据付け等に要する役務の費用
- ロ 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料等
- ハ 本邦で課される関税その他の公課
- ニ 輸入取引に係る延払金利



2-4 現実支払価格

INVOICE	
UNIT PRICE	DDP KYOTO \$50
QUANTITY	10pcs
TRANSPORT TO KYOTO	\$50
AMOUNT	\$550

※関税FREE

据付・組立費用、
日本国内の運賃、
関税・調整金、
延払金利であり、
その額が明らかなら
ば控除可能

課税価格=\$500

3-1 加算要素

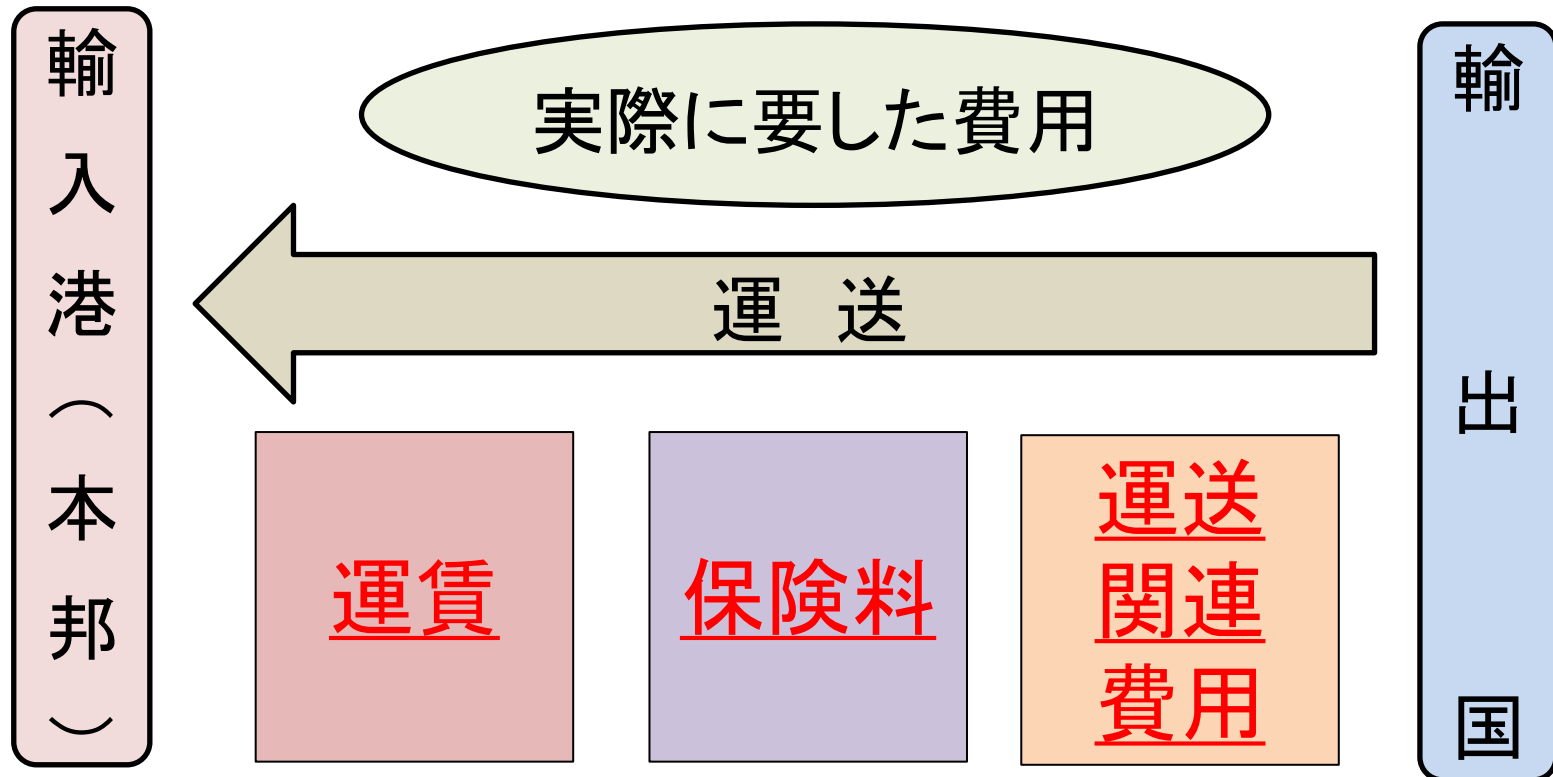
関税定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないもの

- ①輸入港までの運賃、保険料その他の運送関連費用
- ②輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付手数料は除く）、容器・包装の費用
- ③買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務の費用
- ④輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で、輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
- ⑤買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

3-2 加算要素

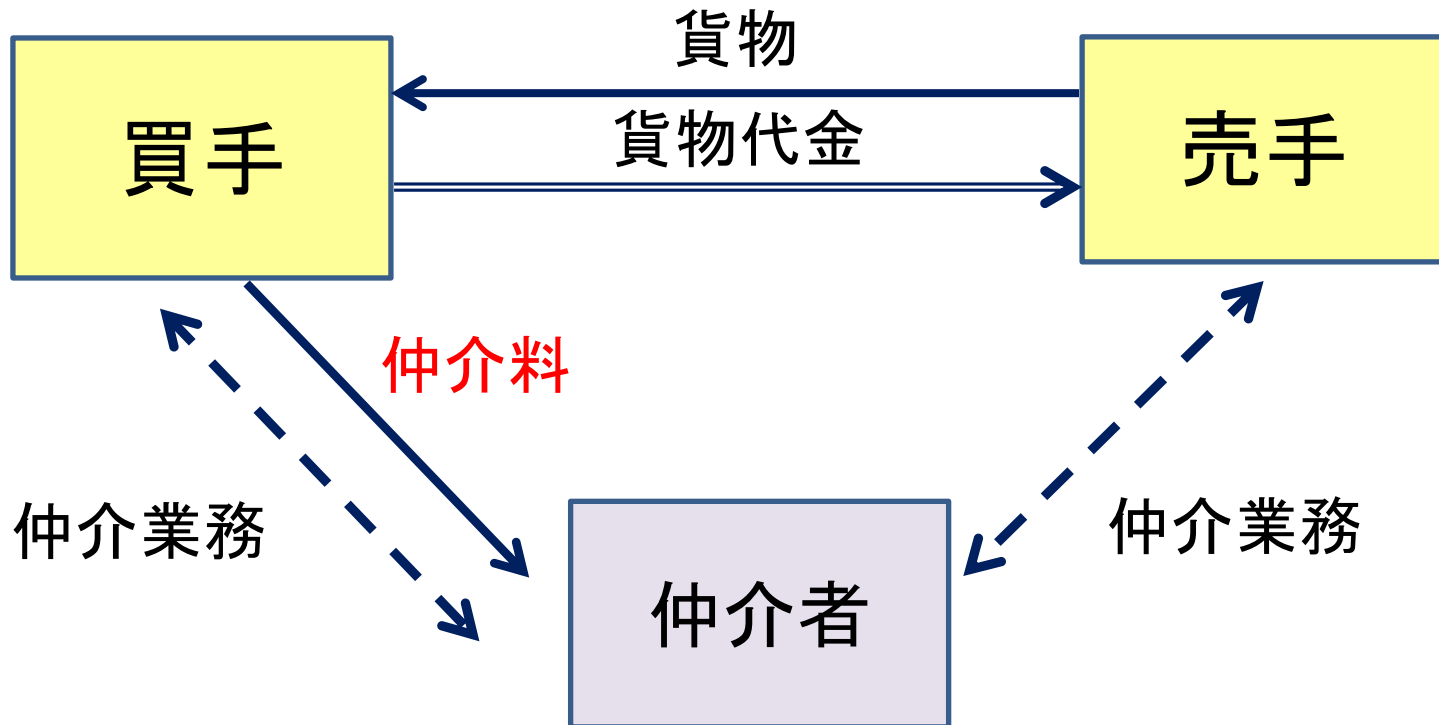
輸入港までの運賃等

(関税定率法第4条第1項第1号)



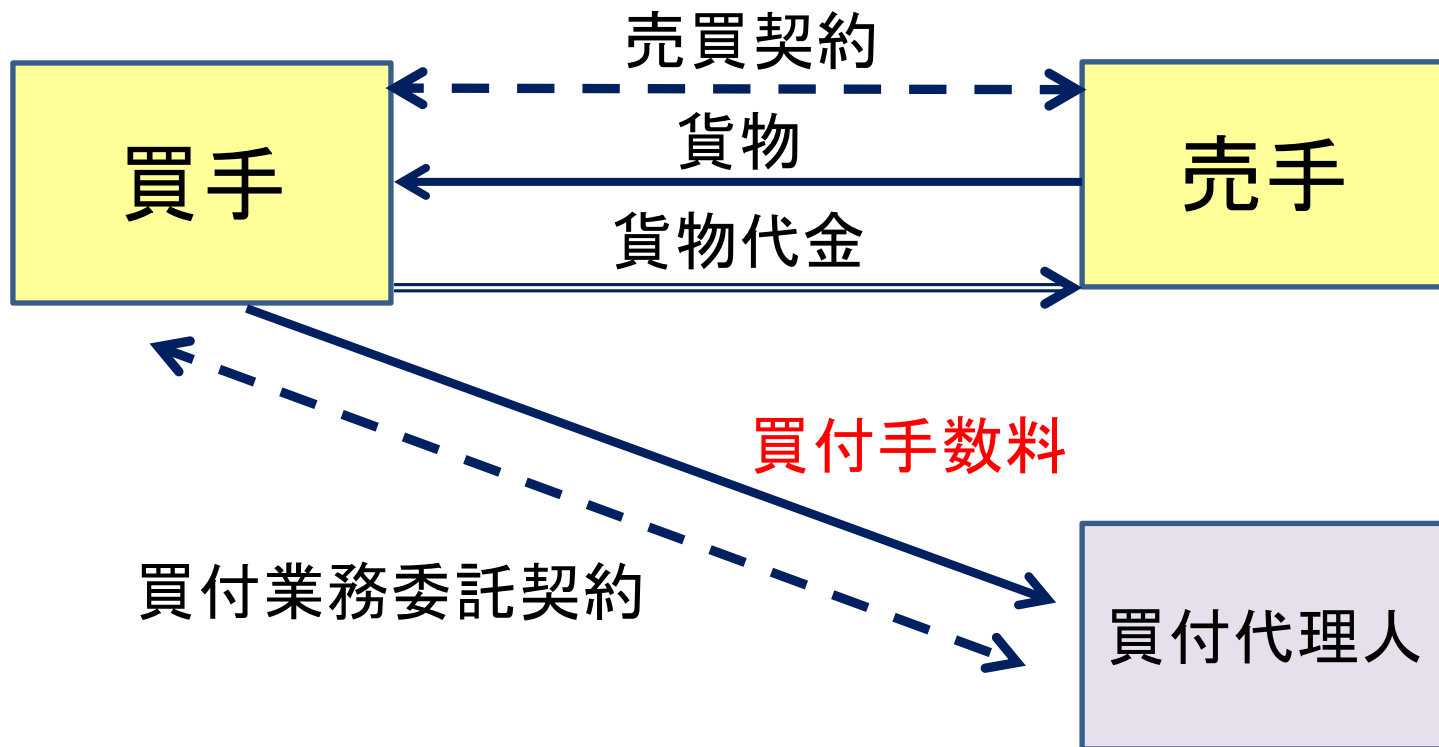
3-3 加算要素

仲介料その他の手数料
(関税定率法第4条第1項第2号イ)



3-3 加算要素

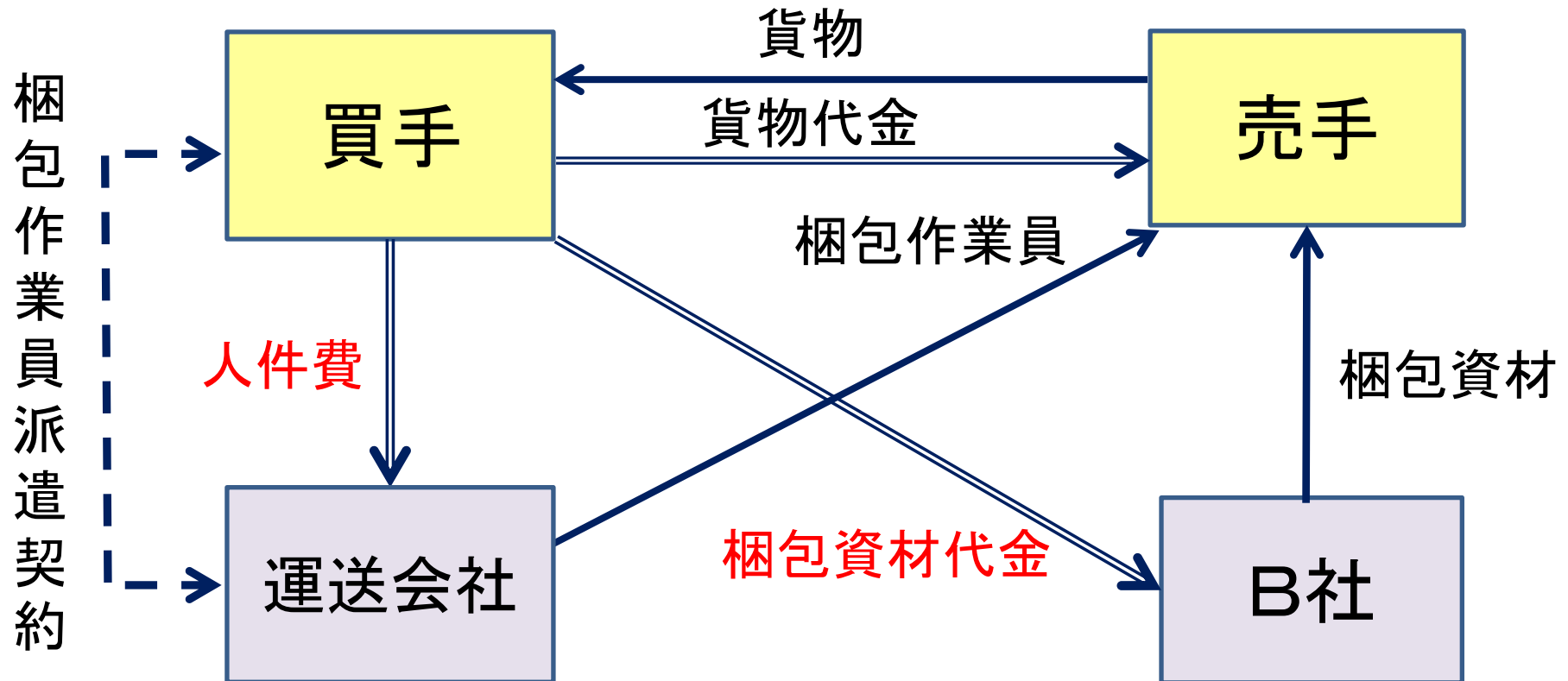
仲介料その他の手数料
(関税込率法第4条第1項第2号イ)



3-3 加算要素

容器・包装の費用

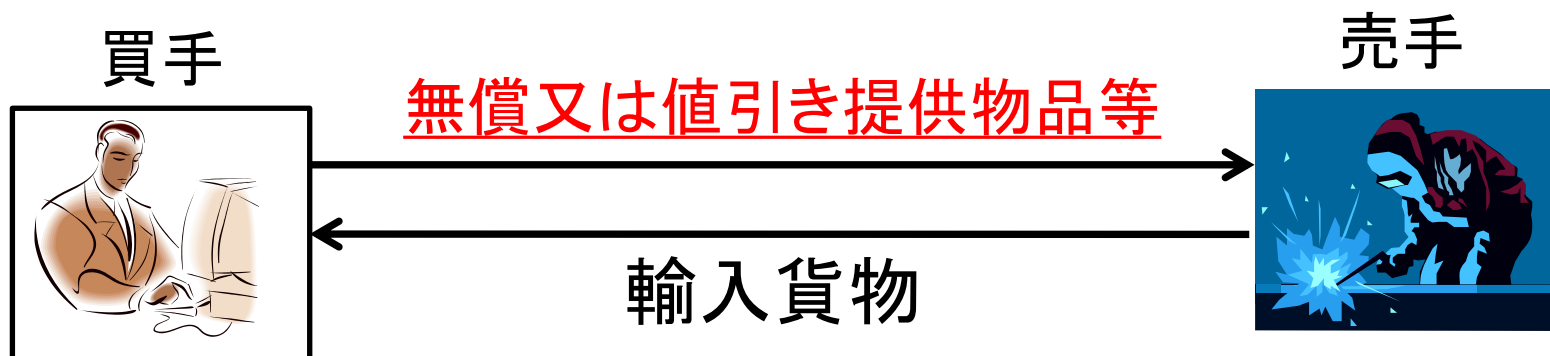
(関税定率法第4条第1項第2号ロ、ハ)



3-4 加算要素

無償又は値引き提供された物品等に要する費用
(関税定率法第4条第1項第3号)

- イ. 材料、部分品等
- ロ. 工具、鑄型等
- ハ. 消費物品
- ニ. 技術等の役務（本邦以外で開発）



3-5 加算要素

特許権等の使用に伴う対価
(関税定率法第4条第1項第4号)

ロイヤルティ又はライセンス料で次の要件を満たすもの

①「輸入貨物」に係るもの

②「輸入貨物に係る取引の状況
その他の事情からみて当該輸入
貨物の輸入取引をするために」

③買手により直接又は間接に支払
われるもの

対象権利

- ・特許権
- ・意匠権
- ・商標権
- ・実用新案権
- ・著作権 等